

令和元年度 森町水質検査計画書-1 森町上水道(本町地区)

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	森 町 浄 水 場																								浄 水		原 水	検査の省略
			検査回数																								1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上	
			浄 水												原 水															
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
1	一般細菌	100個/ml 以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								●	●	●	不可
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																								●	●	●	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									●	●	不可
4	水銀及びその化合物	0.005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可
8	六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																									□	●	可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																									●	●	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(海水を原水とする場合は不可)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																									□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
21	塩素酸	0.5mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
22	クロ酢酸	0.02mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
23	クロホルム	0.06mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
30	ブromホルム	0.09mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																									●		不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																									□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																									□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																									□	●	可
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								○		●	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□	●	可
42	シェオスミン	0.0001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																									△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
43	2-メチルイソホルネオール	0.0001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																									△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□省略1年1回	●	可
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																									□省略1年1回	●	可
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査																									○	●	不可
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査																									○	●	不可
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																									○	●	不可
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																									○	●	不可
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																									○	●	不可
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																									○	●	不可
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																											大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																											H20大腸菌定量検査により検出あり。

●：検査回数の減は無し
○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
△：当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
□：原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所：鳥崎川水系鳥崎川 茅部郡森町字雲台115番地1
浄水採取場所：茅部郡森町字鶯の木51番地

急速濾過 濁度監視あり

令和元年度 森町水質検査計画書-3 濁川地区簡易水道

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	濁川・三岱地区簡易水道																								浄水		原水	検査の省略
			検査回数												検査月												1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上	
			浄水						原水						浄水						原水									
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上				
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査												●		●	不可												
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												●		●	不可												
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														●	不可												
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可												
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可												
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可												
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査														□													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査														●	不可												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	不可												
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査														□省略1年1回	可(海水を原水とする場合は不可)												
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□省略1年1回	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□省略1年1回	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査														□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
17	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回														●	不可												
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査														□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査												●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可												
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査												●	●	●	可												
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査														○	不可												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査														□	可												
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査														□	可												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□	可												
42	シェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査														△	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査														△	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□省略1年1回	可												
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査														□省略1年1回	可												
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査														○	不可												
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査														○	不可												
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査														○	不可												
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査														○	不可												
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査														○	不可												
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査														○	不可												
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)															大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌												
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと																												

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合1年に1回以上、10分の1以下の場合3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年に1回に省略した。

原水採取場所: 三岱地下水1号井 茅部郡森町字三岱102番地2
 三岱地下水2号井 茅部郡森町字三岱56番地1
 浄水採取場所: 茅部郡森町字濁川88番地